第9章 その他

対象事業に適用される法令及びそれに基づく主要な許認可等は、表 9.1.1 に示すとおりである。

表 9.1.1 対象事業に適用される法令及びそれに基づく許認可等

適用法令	許 認 可 等
駐車場法	路外駐車場の設置届出
自動車ターミナル法	自動車ターミナル事業の許可申請
建築基準法	建築確認申請
水質汚濁防止法	特定施設設置届出
浄化槽法	浄化槽設置届出
土壤汚染対策法	土地の形質の変更届出
建設工事係る資材の再資源化等に関す る法律	分別解体等の実施に係る対象建設工事 の届出